

## 2019年度 CPDSユニット対象範囲拡大について

CPDSの学習プログラムは、これまで、施工管理等に関する技術力および資質の向上に資するものに限定してきました。

しかしながら、施工現場を担う技術者は、発注者側から、単に技術力だけではなく、現場でのマネジメント力を含めさまざまな資質も期待されるようになってきています。CPDSが始まった時点では考慮していなかった施工管理と関係する技術力以外の要素も重要となってきています。

そこで、CPDSとしては、形態コード101(座学)のみを対象(社内研修除く)にこれまでの施工管理に関する技術の「CPD(継続教育)」であるという基本は変えることなく、施工管理技術者としての資質の向上に資する一定の要件を満たす内容については、学習分野Ⅱとしてユニット上限を設けて認定することといたしました。表1はユニット対象の学習例となります。この表に記載されていない内容も、審査結果で対象となる可能性があります。

なお、学習分野Ⅱの内容には年間6ユニットの上限を設けます(学習履歴証明書発行時に調整)。学習分野Ⅰは従来通りです。この変更は2019年4月1日申請分から対象となります。それ以前の申請は従来通りの審査になりますのでご注意ください。

表1 ユニット対象の学習例

学習分野

			学習分野
1	倫理	倫理規定、技術者倫理、職業倫理、コンプライアンスなど	Ⅱ
2 専門技術	施工管理	建設業・施工管理に係る法令、基準など	Ⅰ
		工程、品質、安全、原価、環境等の施工管理、施工計画など 積算、入札、検査など	Ⅰ
		施工管理に関する最近の技術開発、その他の施工管理	Ⅰ
	専門Ⅰ (利用度の高い専門工学と基礎工学)	土工	Ⅰ
		コンクリート工	Ⅰ
		基礎工	Ⅰ
		鋼構造物	Ⅰ
		基礎工学(構造力学、材料力学、水理学、土質、地質、測量など利用度の高い科目)	Ⅰ
	専門Ⅱ	施工管理・専門Ⅰ・Ⅲに分類出来ない技術分野。河川・海岸・道路・港湾・鉄道等の施設及び維持管理、防災対策(ソフト対策は除く)、環境対策(施工管理技術と関係するもの)等	Ⅰ
専門Ⅲ	建築関係の構造などの技術分野(低層住宅等を除く)	Ⅰ	
技能	建設機械などの運転技能、装置の操作など	Ⅰ	
3 総合技術	周辺技術	都市計画、各社会資本の整備計画、事業計画、環境計画、防災計画等の計画系、事業制度、事業効果、まちづくり関係、など 施工管理技術と直接関係ない分野	Ⅱ
	情報その他	電子納品、CAD、CAL S、C I M、情報化施工など CM、VE、など	Ⅰ
4 その他	技術以外の必要な資質	リーダーシップ、コミュニケーション、現場環境の改善、暴力団対策、雇用契約、社会保険未加入問題、就業規則に関する研修、メンタルヘルス、交通安全・防犯講習会、普通救命講習、A E D、水防訓練など現場の運営や管理(雇用主としてではなく現場責任者として)等に有用なもの。	Ⅱ

※この表は年度毎に見直しを行い、内容を変更することがあります。

※太字の内容に関しては、2019年度申請分から学習分野Ⅱ(上限あり)になります。

詳細につきましては現在調整中ですので、定まりましたらHPで紹介していきます。